

群馬大学大学教育・学生支援機構博士人財支援室内規

令和 6. 7. 18 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1 この内規は、群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムに関する規程第4条第2項に基づき、博士人財支援室に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2 博士人財支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムの運営に関すること。
- (2) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構との連絡調整に関すること。
- (3) その他博士人財支援室の目的を達するために必要な事項

(組 織)

第3 博士人財支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、食健康科学研究科、パブリックヘルス学環及び医理工レギュラトリーサイエンス学環から選出された者 各1名  
(ただし、兼任を妨げない。)
- (4) 大学教育・学生支援機構から選出された者 若干人
- (5) 高度人材育成センターから選出された者 若干人
- (6) 研究 URA 若干人
- (7) その他室長が必要と認めた者 若干人

(室 長)

第4 室長は、大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が指名する者をもって充てる。

2 室長は、博士人財支援室の業務を掌理する。

(副室長)

第5 副室長は、機構長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任 期)

第6 室長及び副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の室長及び副室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7 博士人財支援室に、運営に必要な事項を協議するための会議を置くことができる。

2 前項の会議について必要な事項は、室長が別に定める。

(事 務)

第8 博士人財支援室の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課及び研究推進部産学連携推進課において処理する。

(内規の改廃)

第9 この内規の改廃は、機構長が行う。

附 則

この内規は、令和6年7月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。